

碧南市成年後見支援事業実施規程 (平成28年2月10日訓第1号)

最終改正:

改正内容:平成28年2月10日訓第1号 [平成28年2月10日]

○碧南市成年後見支援事業実施規程

平成28年2月10日訓第1号

碧南市成年後見支援事業実施規程

(趣旨)

第1条 この訓は、判断能力が不十分な認知症高齢者、重度の知的障害者及び精神障害者（以下「認知症高齢者等」という。）の権利を擁護するため実施する碧南市成年後見支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は碧南市とし、事業の実施に当たっては、権利擁護に関する専門知識及び実績を有する適切な団体に委託して行うものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有する認知症高齢者等並びに当該者の家族及び当該者を支援する者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成年後見制度に関する相談
- (2) 成年後見制度の利用に関する手続支援
- (3) 成年後見制度の普及及び啓発
- (4) 関係機関との連携
- (5) その他市長が必要と認めたもの

(運営委員会)

第5条 事業を受託した者は、事業の適正な運営を図るため、運営委員会を設置するものとする。

2 運営委員会は、運営の基本方針、事業計画及び事業の運営に必要な事項について助言を行う。

3 運営委員会は、学識経験者、医療関係者、福祉関係者、関係行政機関の職員で構成する。

(委任)

第6条 この訓に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成28年4月1日から施行する。